

問題行動（いじめ）の現状について

1 令和6年度2月末の問題行動（いじめ）まとめについて

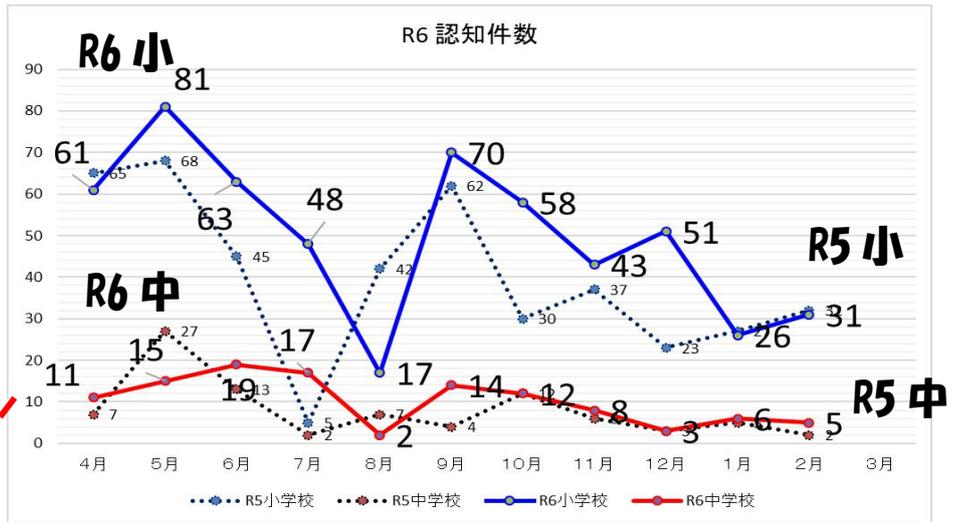
【いじめ認知件数（R5、R6）】

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
R5小	46	65	68	45	5	42	62	30	37	23	27	32
R5中	15	7	27	13	2	7	4	12	6	3	5	2
R6小	61	83	64	48	16	71	57	43	51	26	31	
R6中	11	15	18	17	2	13	12	8	3	6	5	

【いじめ認知数合計】

	2月末
R5小	450人
R5中	101人
R6小	549人
R6中	112人

「パソコン・携帯での誹謗中傷」30件
 小学校：21件
 中学校：9件



【1年間のまとめ】

- ・昨年度と比べて、2月末までの調査から、小学校で大幅に増加、中学校で微増となっている。特に、4月スタート時と夏休み明けの8、9月において小学校がかなり増えたことが分かる。
- ・年間通して、心のアンケートや教育相談（週間）の実施、マイサポーター制度やSOSの出し方教育など、各学校または学年や学級において、取り組んできたことが、早期発見・対応や積極的ないじめの認知につながっていると感じている。
- ・被害・加害の児童・生徒どちらに対しても、一人一人に寄り添っていいいな指導・支援を行ってきた。また、保護者への連絡・報告も確実にいき、見届けまで行ってきた。
- ・いじめの主な要因は、「冷やかしからかい」「軽く叩く・蹴る」であるが、随時、確実な事実確認、ていねいな指導を行っている。今後、注視する必要があるのは、「パソコン・携帯での誹謗中傷」である。全体の約3.3%であるが、SNSの問題は見えにくいものであり、情報機器の所持率の上昇により、小学校5、6年生から中学校の女子にトラブルが多く見られるようになってきた。家庭内の問題でもあるため、今後は学校だけでなく、家庭と一緒に考えているために、行事等で積極的に警察の講話等も行うようにしていきたい。（今年度実施：小学校3校、中学校5校）
- ・今後も魅力ある学校・学級づくり、いじめを許さない学校風土づくりを進めていくことで、いじめの未然防止に努めていきたい。

（いじめの要因） 令和6年4～2月の調査より

	小学校	中学校
1 冷やかしからかい	317	76
2 仲間外れ・無視	51	6
3 軽く叩く・蹴る	225	33
4 ひどく叩く・蹴る	5	2
5 金品をたかられる	8	0
6 金品を隠す・盗む・渡す	49	4
7 嫌なことをされる・させられる	87	15
8 パソコン・携帯での誹謗中傷	22	9
9 その他	18	3

2 いじめ防止アドバイザーの派遣

(1) 主な業務内容

- ①市内小中学校を訪問しての授業参観及び各校の毎月のいじめ事案の報告や hyper-QU の結果等の分析による児童生徒の実態把握と支援が必要な子への学校体制づくりにおける指導・助言
- ②いじめの未然防止・早期発見・対応に係る各校の取組に対する指導・助言
- ③各校で認知したいじめ事案のその後の様子の継続的な見守り
- ④各種研修会等における、いじめ問題に関わる教職員・管理職への指導

(2) 各学校への訪問回数

	小学校	中学校	合計	市役所・研究所
訪問回数	61回	36回	97回	80回程度

※各小・中学校への訪問回数は2～3回以上。

(3) 業務実績（成果と課題）

- ・第1回、第2回高山市小中学校いじめ問題対策協議会において主幹教諭・生徒指導主事を対象に講話（学校教育課 生徒指導担当主事から依頼）を実施した。
- ・学校（管理職）の依頼を受け、校内での職員研修や児童生徒の授業等を実施（小学校で6回）した。
- ・学校より報告された事案のうち、深刻な状況に進行する可能性のある事案報告があった学校を適宜訪問し継続的に支援（主に管理職に対して助言・支援）
- ・親子情報モラル研修会や人権集会を参観し、児童生徒や保護者の実態把握を行った。
- ・児童生徒に対する学校生活に係るアンケート調査を実施・分析した。
- 周囲の言動に合わせてしまい自分らしく行動できなかつたり、他者の個性に対し攻撃的になつたりする児童生徒の指導援助を工夫改善する必要がある。
- ネット上の多様ないじめについては家庭や学校が気付くのが困難なため、学校職員が児童生徒の小さな異変に気付く努力や「SOSの出し方教育」の継続が一層重要になっている。
- 学校と家庭や地域の関係機関・団体とが連携し、地域ぐるみのいじめ防止の取組（キャンペーン、運動）を行うことが望まれる。

いじめ防止アドバイザーの成果としては、いじめの増減に関わらず、費用対効果があると考えている。学校において、児童・生徒にいじめに対する話がうまくできない教員がいる中、各小・中学校に訪問して、直接児童・生徒に対して話をしたり、児童・生徒に向けての授業を行ったりすることで、その教員はいじめに対する話し方や指導の仕方を学ぶことができている。また、次からの指導に生かすことができるようになっている。

いじめ問題対策協議会（年2回、4・9月）では、生徒指導主事を対象に講話をしていただき、いじめだけでなく日々の生徒指導の在り方について、学ぶ機会となっている。生徒指導は自校に持ち帰り、学校全体に周知している。また、いじめ未然防止のために、いじめを許さない学校風土づくりや、魅力ある学校・学級づくりの推奨をしており、すべての学校に訪問を行い、管理職に対して問題行動への対処方法や学校経営について、指導・助言を行い、日々の業務に生かすことができている。